

2011.06.14：平成23年 区民環境委員会

○産業経済部長

おはようございます。委員の皆様にとりましては、選挙後初めての委員会でございますが、私ども理事者側としても、4月の異動以降、今年度に入りまして初めての委員会でございます。新たなメンバーで、新たな気持ちを持って、誠実かつさわやかな答弁に努めていきたいと思っておりますので、委員各位の皆様におかれましては、活発なご質疑とともに、質問に際しましては、ぜひお手やわらかなご質問とご配慮のほどよろしくをお願いいたします。

早速でございます。本日の委員会でございますが、報告事項が12件、議案が1件、それと陳情が4件でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長

次に、都市型工業立地活性化調査の実施について、理事者より説明願います。

○産業活性化推進室長

それでは、資料の3をごらんになってください。都市型工業立地活性化調査の実施についてご説明いたします。最初の1番目、経緯と目的でございます。

板橋区では、工業専用地域を擁する新河岸川沿いに鉄鋼などの中工業から製本などの軽工業までが立地しておりまして、板橋区産業振興構想において、この地域を新産業育成ゾーンと位置づけております。そして、都市型工業の集積地としての活性化を目指しているところでございます。

区はこれまで舟渡三丁目などの工業地域におきまして、産業育成型の地区計画による工業立地の維持保全や誘致機能と都立産業技術研究センターの代替機能、これ移転が決まっておりますので、これの代替機能としての技術支援機能を備えた新産業育成プラザ、これ仮称でございますけれども、これの整備計画などの施策を展開しているところでございます。

以上のような現状や施策を踏まえ、今回工業専用地域を中心とする都市型工業の立地環境や操業環境などその特性をデータ化して潜在力を示すとともに、産業立地としてのさらなる活性化に向けた政策検討を行うために必要な調査を実施するものでございます。

2番目の調査対象区域でございますけれども、(1)番としまして、工業専用地域でございます。約88ヘクタールでございます。

具体的に言いますと、新河岸川左岸、新河岸一丁目、舟渡四丁目と新河岸川右岸、坂下三丁目、東坂下二丁目、東坂下一丁目、小豆沢四丁目の各地域に存する工業専用地域でございます。こちらがまず調査の中心でございます。

そして、この(1)番の工業専用地域に隣接する工業地域、こちらも対象としております。約44ヘクタール、(2)番でございます。こちら新河岸一丁目を除く(1)の町丁目に新河岸二丁目、舟渡三丁目、蓮根三丁目、それから大変申しわけございません、この坂下三丁目、こちらのほうは削除のほうをお願いいたします。(1)

番のほうで坂下三丁目、既に入っておりますので、これは削除をお願いいたします、以上が各町丁目を加えた各地域に存する工業地域ということでございます。

新河岸一丁目というのは工業専用地域しかございませんので、こちらは除きまして、その他の（１）番で列挙されております地域は、工業専用地域と工業地域、こちらのほうも併存してございますので、（１）の町丁目の工業地域に、さらに新河岸二丁目以下のこれらの工業地域も加えると、ちょっとわかりにくいんですけども、そういう説明になっております。

３番目の調査内容でございます。工業立地上の規制・制限等記載の１１項目を中心に調査を行う予定でございます。

４番目の調査のスケジュールの予定でございますけれども、既に今年度に入りまして、プロポーザルによりまして調査会社を選定しておりまして、契約をしております。６月の下旬から各種データに基づく基礎分析、それから企業アンケート調査の実施を行いまして、７月の中旬現地調査、これは随時になりますけれども、９月の下旬ごろまで行いまして、その一方で９月の中旬にはアンケート調査をもとに企業ヒアリングの調査も１１月下旬ごろまで行う予定でございます。最終的に、今年度、２４年３月までには調査報告書を作成する予定です。

先ほどの経緯と目的のところにもございましたように、この今年度の調査に基づきまして、この地域の潜在能力というものがデータ上明らかになるとお思いますので、それをもとに来年度以降の施策の展開に結びつけていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。よろしいですか。

○はぎわら洋一

この内容はわかりました。ちょっとね、僕の地域、実は小茂根なんで、小茂根のところの中小零細企業、すばらしい企業がある、そういうところっていうのは全然、全然入ってないのか、入っているかっていうか、その辺はどういうふうになっているかっていうのをちょっとお聞きします。

○産業活性化推進室長

もちろん、区内全域、板橋は産業のまちですので、小茂根も含めましてさまざまな地域に高い技術を持ったよい企業がたくさんあります。

今回の調査につきましては、板橋区が定めております産業振興構想、この構想の中でこの新河岸川流域にあります工業専用地域、これは23区の中でも珍しい地域でございますので、この地域を中心に、ここのポテンシャルを、潜在力を調べてみようと、そういう趣旨でございますので、残念ながら、今回のこの調査には小茂根の地域は入ってございません。

○はぎわら洋一

ちょっと宣伝、ちょっとしときますよ。小茂根にね、有限会社松井精機という、ホンダのF1のエンジンつくってた、8年前までね。もうそれだめだということで、これから航空産業だっていうことで板橋見本市に出て、本当に板橋には感謝していると、それで今ボーイングの787がこれから飛行機、飛びますよ。その歯車のエンジンをつくってるのは小茂根だからね、小茂根の松井精機でつくってる、実は。その松井精機がつくっているんだけど、蓮舫がばさっと切った、宇宙開発の100億か切ったんだけど、はやぶさが帰ってきたよね、帰ってきたら、また100億ついたら、すぐ松井精機に電話が来て、その基盤を、今度ははやぶさの第2号をつくる、その基盤を早速製作してくれとって3日後に電話が来たんだよ、通産省から。そういう話、知らないでしょう、知ってる。そういう会社があるわけ。

ところが、その会社はその前野町だとか舟渡だとかともよく知っていて、本当に連携とることが大変なんだと、だけど自分の息子は、「もう、おやじ、うちのこういう会社じゃだめだぞ」、特許物すごく持ってるんだけどね、ということで、自分の息子はオーストラリア行っちゃって、「おれ、継がないよ」と、「こんなんじゃ、魅力ねえや」ということで、自分の息子にあきらめられちゃっている。何とかこういうのを公明党さんでうまくやってもらいたいという話が実はあったわけ。

その隣に東新町ってあるんだよ。そこへはね……

○委員長

はぎわら委員、報告事項に関係ない……

○はぎわら洋一

ごめんなさいね、ちょっと宣伝なんで、そういうがあるので、大切に、今回のこれはわかるんだけど、大事にしてもらいたいなということで、ごめんなさいね。

○産業活性化推進室長

ありがとうございます。委員がおっしゃいました企業さんにつきましては、区のほうでも承知しておりまして、大変技術力の高い企業さんで、国のほうのレベルでのそういういろいろな仕分けとかはあったかと思えますけれども、東京都のほうでこの航空産業への参入支援というのは力を入れておりまして、板橋区も東京都と一緒にやっております。その中でこの企業さんも非常に積極的にご参加いただいております。

今回の調査は新河岸川流域でございますけれども、それとは別に3年に一度の製造業全件調査というのも秋に今年度控えております。そういう中で区内全域の企業さんのいろいろな要望、ニーズ、今後どうしていくべきかと、その辺の情報を把握しまして、この施策に生かしていきたいというふうに思っております。

○委員長

次に、夏期の節電対策について、理事者より説明願います。

○環境保全課長

それでは、資料4をごらんください。夏期の節電対策について報告いたします。

3月11日に発生いたしました東日本大震災によりまして、板橋区内でも3月16日に計画停電が実施されたところでございます。これを受けまして、区役所におきましては、3月30日から各施設で節電対策に取り組んでまいりました。節電パトロールあるいは節電対策というようなことに取り組んで、現在も行っているところでございます。

5月13日に国がですね、ことしの夏の節電、電力不足に対応するための、特に計画停電を回避をしていくというために、夏期の電力需給対策を取りまとめました。これを受けまして、板橋区におきましても、夏期の節電対策として、本庁舎各施設での照明、空調の節電、一部施設での輪番休館などを実施することを災害対策本部で確認をいたしましたので、本日報告するものでございます。

節電の実施に当たりましては、国の需要抑制目標15%でございますが、これを達成するということが、また区民サービスに極力影響を与えないようにすること、さらに、施設の安全管理、労働安全衛生にも十分配慮をするということで取り組んでいきたいと思っております。

具体的には、国の夏期の節電需給対策に準じた取り組みを各施設で行っていただく予定でございます。

主な内容といたしましては、各施設において計画的に節電に取り組むこと、2つ目が、一部の施設で輪番休館や休業、時間の短縮等を行うということ、3つ目が、クールビズや節電パトロールなど板橋区が事業者として取り組むべきことを取り組んでいくということ、4点目が、区民の方のご理解・ご協力を得て、区民の参加のもとでこの節電の対応をしていくというようなことを考えております。

皆様方には何かとご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

具体的な内容でございます。

1 番目、節電対策の期間ですが、7月1日から9月30日までの平日の午前9時から午後8時まででございます。土曜、日曜、祝日、また夜間は含まれませんのでご了承くださいと思います。

節電の抑制目標でございますが、昨年の使用最大電力、いわゆるピーク時でございますが、ピーク時の電力に比べて15%以上の抑制を目標としてございます。

まず、節電の取り組みでございます。本庁舎、各施設では照明、空調、トイレ、パソコンの節電、それからエレベーター、湯沸かし器、冷蔵庫等の一部使用停止、またテレビ、音響機器等の待機電力の節約など節電対策を今実施しておりますが、こちらについては継続をしていく予定でございます。

なお、各施設での具体的な取り組み及び計画につきましては、国のほうで節電対策フォーマットというわかりやすいものが用意されておりますので、それを各施設において作成をし、表示をしていく予定でございます。

施設での輪番休館及び休業については、別紙をごらんいただきたいと思ひます。別紙のほうに、各施設の取り組み状況が記載してございます。地域センター以下9施設につきましては、輪番の休館を実施するということで、おおむねどの施設も月3日から4日の休館を予定しているところでございます。

また、板橋総合ボランティアセンター以下さまざまな施設が休館と、それから休業、時間の短縮の組み合わせ等により行っていく取り組みが記載をされてございます。

また、野球場、テニスコート等につきましては、ナイターの利用の休止をさせていただきます。

また、児童館、それから熱帯環境植物館については開館時間の短縮ということで取り組みさせていただく予定でございます。

続きまして、戻っていただきまして、事業者としての取り組みでございます。クールビズの前倒し実施につきましては、議会の皆様のご賛同を得まして、5月16日から既に実施をしているところでございます。また、緑のカーテンを本庁舎で実施をするということで、今庁舎管理のほうで準備をしているところでございます。

また、イベントの変更、見直しの検討、それからノー残業デーの追加実施ということで、従来水曜日に行っておりましたが、これを木曜日、金曜日がやはり需給が逼迫するということもございまして、金曜日にも実施をしようというふうを考えております。

また、節電パトロールということで、私ども環境保全課の職員が中心になりまして、出先の施設、本庁舎を回りまして節電の取り組み状況をチェック、あるいは改善点についてお話をさせていただきたいというふうにお思っております。

6 番目、区民への広報・啓発でございます。「広報いたばし」6月18日号、今週の末に出るものでございます。こちらを節電特集号として発行する予定でございます。これに加えまして、区ホームページを活用しての周知などを行っていきたくと思ひます。

また、節電対策といたしまして、板橋発祥の緑のカーテンの普及ということで、既に苗5,000本を配布させていただいております。また、家庭などでの節電対策を取り組むために、ウェブを使った節電対策の普及やエコチェックシートなどを全世帯に配布することも今後計画をしているところでございます。

さらに、新エネルギー機器の導入促進ということで太陽光発電システムの助成拡大ということで、100件から200件の拡大を考えてございます。

記載はございませんが、効果の予測について若干ご説明をさせていただきたいと思ひます。

電力の供給に当たりましては、区のほうの施設の見込みでございますが、契約電力500キロワット以上の大口施設が3つございます。本庁舎、文化会館、赤塚支所でございます。これと500キロ未満、50キロワット以

上の小口の施設が164施設ほどございます。これを合計いたしまして、ピーク時の電力の削減を15%程度と見込んでございます。

さらに、家庭用の低圧電力で運営している施設もございます。こちらが50キロワット未満の施設でございますが、昨年の使用量に比べまして、こちらについてはあくまでピーク時ではなくて、使用量ということの比較になってしまいますが、16%程度の削減を見込んでいるところでございます。

また、先ほど申し上げました輪番による効果でございますが、これは全部の施設の状況をならしまして、総体として4%程度貢献できるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

この節電パトロールの実施、5番目のね、出先施設及び本庁舎、これ後ろの7月から9月までやると思うんですけども、これ料金、具体的にどれだけ節電して、それでこのくらい節電ができましたというのをこの6番目の区民への広報・啓発でお金まではじいて出すことができるかどうか。

○環境保全課長

先ほど申し上げましたが、今回の節電はあくまでピーク時の使用量をカットするということでございますので、この山が出ている部分をカットするというのが目的でございます。全体の面積を少なくするという、いわゆる今までの省エネということは若干違うのかなというふうに思っております。

特に、ピーク時に供給ができなくなりますと、一斉停電というのが起こって、計画停電、一斉停電というのが起こってしまいますので、それを避けるという趣旨でございます。

休館による効果等につきましては、あくまで面積的な部分を押しなべて下げてるということで、トータルとしてピークの部分が下がるという効果を想定しているものでございます。

したがって、公表していくのは大きな施設についてはピーク時の電力がどれだけ削減できたか、小規模な施設につきましては、そういう数値がわかりませんので、電力使用量、全体の面積をどれだけ下げたかということ公表していきたいというふうに考えております。

○環境保全課長

それでは、資源環境部関係の第1号補正予算概要についてご説明をいたします。

資料6の2枚目をごらんください。

5款資源環境費、1項環境管理費、2目環境公害費でございます。

こちら事業ございますが、すべて節電対策という内容になってございます。新エネルギー導入普及経費といたしまして1,000万円、こちらにつきましては、太陽光発電システムの助成の補助金を100件から200件に拡大をするものでございます。

続いて、地球温暖化防止経費121万5,000円、緑のカーテン苗配布に要する経費ということで、苗5,000本の配布の経費でございます。

続いて798万円、節電チャレンジ事業に要する経費といたしまして、節電チャレンジの冊子を31万部ほど作成をいたしまして、全ご家庭に配布をする予定でございます。これに伴う経費でございます。

事務所経費といたしまして200万円、放射線量測定機器購入及び分析調査委託に要する経費ということで、購入の代金につきましては、2台で82万円、調査委託につきましては、6回で90万円ほど予算を計上しているものでございます。

先ほどのご質問で太陽光のご質問がございましたので、ここで補足して説明させていただきます。

国、都の助成の制度についてでございます。まず、国の制度につきましては、10キロワットまで1キロワット当たり4万8,000円の助成でございます。上限は48万円となります。東京都の制度でございますが、まだ詳細発表されてございませんが、今までと同様のスキームということであると、1キロワット当たり10万円、上限が100万円ということでございます。仮に4キロワットの太陽光の機器を設置した場合の助成経費でございますが、国の助成金が19万2,000円、都の助成金が40万円、区の助成金が10万円ということで、合計で69万2,000円ほどの助成となっております。

以上でございます。

○委員長

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

よろしいですか。

○はぎわら洋一

6の1のちょっと聞きます。融資の件で、一般、小口、信用保証をつけないと貸し出しができないというふう
に東京信用保証協会の保証つきが条件ですよみたいになっているじゃないですか。その辺はそういうふうになった場合、ほとんど貸し出しができない状況になって、その辺大丈夫ですか。

○産業振興課長

そもそもの区の産業融資制度自体が東京都信用保証協会の保証つきの融資を各金融機関にあっせんしていただくというものですので、その枠組みは守った上で、その中で利子補給を10割していこうというものでございますので、さらにこれは500万円の枠ですけれども、今回の震災対応ということで、国もさらに上乘せの信用保証枠をつくっておりますので、そういったところではカバーができるのかなというふうに考えております。

○はぎわら洋一

ふだんならば800件というか、それで240件が目標というか、多く貸せということではないんだけど、経営の安定化のために、板橋区の底上げするために、こういうものを利用してでもがちつつくれるような形で、率先というか、あっせんというか、盤石にできるように後押ししてもらいたいという気持ちなんですよ。

○産業振興課長

先ほどの約800件と申し上げましたのは、リーマンショック後の類似の対応をやったときの1年間分が800です。今回、たまたま事業名としては新規に打ち出すものですので、なかなか件数というのは実数というのはつかめないということがございますので、とりあえず数字は入れてございますけれども、要は12月末までの受付期間についてはこの事業を継続するということですので、件数が仮に倍になっても、3倍になっても、それは対応していくというものでございます。

○委員長

次に、議題に入ります。

初めに、議案第35号 東京都板橋区エコポリスセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。
本件について、理事者より説明願います。

○エコポリスセンター所長

区立エコポリスセンターにつきましては、平成24年4月1日から指定管理者制度を導入する予定でございます。

今回の条例改正案は、指定管理者導入に必要な条文の追加と文言整理を行うものでございます。

それでは、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第35号 東京都板橋区立エコポリスセンター条例の一部を改正する条例でございます。

改正の内容につきましては、別冊の議案説明会資料でご説明させていただきたいと思いますので、大変恐れ入りますが、そちらの4ページをお開きいただけますでしょうか。

東京都板橋区立エコポリスセンター条例改正概要をごらんいただきたいと思います。

まず、改正理由でございます。

板橋区立エコポリスセンターの管理運営に指定管理者制度を導入するため、必要な条項を追加するほか、所要の規定整備をするものでございます。

次に、改正内容でございます。

(1) 事業内容の改正でございます。

1)第2条第2号中「環境保全に寄与する新技術の公開及び体験に関すること」を「環境教育及び環境学習に関すること」に改め、また2)同条第3号中「資源の循環に関する知識の普及及び意識の啓発に関すること」を「地球温暖化防止及び資源の循環に関する知識の普及、意識の啓発及び活動の促進に関すること」に改めます。

この部分の改正は事業内容の改正でございまして、エコポリスセンターが現状実施している事業内容、また今後取り組むべき事業内容に改めさせていただくものでございます。

続きまして、(2) 施設についての規定整備でございます。

1)第3条第1号中「リサイクル工房」を「環境工作室」に改め、2)同条第5号「環境情報資料室」を「前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設」に改め、3)同条第6号「リサイクルサロン」、同7号「展示室」を削除します。

この部分の改正は施設についての規定を整備させていただきました。

あらかじめ部屋の用途を名称をつけることにより特定せず、指定管理者事業者からの自由な発想による提案を導き出そうとするものです。

続きまして、(3) 団体登録して貸出施設を利用できるものの条件を緩和でございます。

第6条第1項第1号中「団体会員登録の要件である主として環境保全に関する活動を継続的又は定期的に行っていること」のうち「継続的又は定期的」の部分削除します。

この部分の改正は、団体登録して貸出施設を利用できるものの条件を緩和し、間口を広げようとするものです。

続きまして、(4) 指定管理者制度の導入による条項を追加でございます。

第13条の次に6条を追加します。新たな第14条から第19条が指定管理者制度導入のために新たに設けた条項でございます。

1)第14条は指定管理者による管理についての規定でございます。

2)第15条、第16条、第18条は指定管理者の指定、公募、取り消しについての規定でございます。

3)第17条は指定管理者による管理の基準等の規定でございます。

4)第19条は利用料金についての規定で、利用料金制を設けますので、施設使用料は指定管理者の収入とします。

この6条の追加に伴いまして、旧第14条を第20条といたしました。

次に、別表中「視聴覚ホール（マイクを含む）」を「視聴覚ホール」と文言整理いたしました。

最後に附則でございます。

この条例は公布の日から施行されます。

説明は以上でございます。

ただいまの説明に質疑のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

公明党も賛成です。

大体指定管理者にしたほうが何か開けて、今までコナミとか、そういうかなり区民に対してはいい、いいという意見が多いので、そういうものを期待を込めまして、進めていただきたいと思います。賛成です。

○委員長

次に、陳情の審査に入ります。

初めに、産業経済部関係の陳情の審査をいたします。

陳情第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出し、区として業者婦人の実態調査を求める陳情（実態調査の件）を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○産業振興課長

それでは、陳情第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出し、区として業者婦人の実態調査を求める陳情（実態調査の件）についてご説明をさせていただきます。

陳情の提出者は板橋民主商工会でございます。

陳情第4号につきましては、2つの項目に分かれてございまして、本委員会と企画総務委員会に分割付託となっております。1項目めが本委員会に付託されております実態調査の件、2項目めが企画総務委員会に付託されておりますこの所得税法第56条廃止の意見書を国に提出していただきたいというものでございます。

初めに、この所得税法第56条について概略に触れさせていただきますが、個人事業者と生計を一にする配偶者や家族、親族などへの給料等の支払いについては、個人事業者の必要経費に算定せず、同時に親族側では所得が生じなかったとみなされるというものでございます。

一方、所得税法57条の適用を受ける場合には、青色申告制度を利用して同様の働き方であっても専従者控除が認められるという現状でございます。

本陳情はこの法56条の規定によりまして、本来給与所得と認められるべき配偶者や家族の所得が公的に認定されないという不利益が生じており、給与支払いの実態を反映しない所得税法第56条の廃止を国に求めるという主張が根本にあるものでございます。

法第56条の立法趣旨といたしましては、代表的なものとして、平成2年の東京地裁の判決に次のようなものがございます。

もともと個人事業は家族全体の協力のもとで、家族の財産を共同で管理、使用して成り立つものが多く、その際にそれについて必ずしも個々の対価を支払う慣行があるものとは言えないこと、また仮に対価が支払われる場合であっても、支払われた対価をそのまま必要経費として認めることとすると、個人事業者がその所得を恣意的に家族に分散して不当に税負担の軽減を図るおそれが生じ、さらに適正な対価の認定が事実上困難であることが

ら、そのような方法による税負担の回避という事態を防止するために設けられたと言われていると判決の中で示されてございます。

この本委員会に付託をされております実態調査の件でございますけれども、法第56条の規定によりまして不利益を受けている女性事業主や女性家族従業者の実態を区として調査し、家業で生活できるための施策を講じてほしいというものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

調べたら56条は大分昔の条例で、これは具体的に区でこういう調査するということはできるんですか、ちょっと聞きます。

○産業振興課長

そもそもの所得税法に基づきまして、税務事務、国税の事務ということで申告制度があるわけですが、この内容につきまして、仮に区が実態調査をしようとする、相当な労力がかけなければその実態まではわからないのではないかなというふうには考えてございます。

○はぎわら洋一

その56条が初めにあって、その後にこの57条ができたというような話をちょっと聞いたんですが、その辺の認識でいいの。それは青色申告の絡みとはちょっと。

○産業振興課長

本委員会付託の分は実態調査ですので、税制そのものについては企画総務委員会なんですけれども、56条の

補完といいますか、それを一定の制度のもとで例えば複式簿記を備えるだとか、一定の条件を付した上で専従者控除を認めるというのが57条の規定でございますので、委員がおっしゃったような意味合いがあるのではないかなと推測がされるところでございます。

○はぎわら洋一

これは実態調査は本当に難しいので、不採択にしようかなと思ったけれども、いいあれが少しあるのかなということも含めまして、ちょっと継続させていただきたいと思っています。恐縮です。公明党としては継続です。

○委員長

次に、陳情第5号 地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情を議題といたします。

陳情の朗読を省略し、理事者より現状について説明願います。

○くらしと観光課長

陳情第5号、件名は地方消費者行政を充実させるため、地方消費者行政に対する国による実効的支援を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情でございます。

陳情者は第一東京弁護士会会長、木津川迪治他2名でございます。

まず、陳情の内容でございますが、大きく分けて3つございます。

第1に、実効的な財政措置を行うこと、第2に地方自治体にとって利用しやすい制度の枠組みを提示すること、第3に消費生活相談員の地位、待遇の向上を可能とする任用制度を創設すること、以上3点につきまして、政府等に意見書を提出することを求めるものでございます。

現状の説明でございますが、まず1つ目の実効的な財政措置でございますけれども、まず消費者庁が平成21年度から3年間を消費生活相談体制強化のための集中育成強化期間と位置づけまして、地方消費者行政活性化基金というものを通じまして、地方自治体の取り組みを支援しているところでございます。

東京都が国からの交付金を東京都の消費者行政活性化基金として積み立てて、都内の各自治体からの申請に基づいて交付金を交付しているという状況でございます。

事業年度につきましては、21年度から23年度までの3年間までとなっております。板橋区では、3年間で約1,058万円、東京都からの交付金を事業実施に充てております。

内容でございますけれども、区民向けの悪質商法への注意喚起とか消費者意識啓発のための印刷物を作成したり、消費生活相談員の研修の支援とか講習会の講師謝礼などに使われておるところでございます。

また、住民生活に光をそそぐ交付金という交付金が昨年の政府の補正予算で1,000億円計上されまして創設されたところでございます。こちらは地方消費者行政だけではなくて、DV対策とか、自殺予防等の弱者対策などに対する地方の取り組みを支援することを目的としたものでございます。

総額1,000億円のうち、全国で約25億円が活用される予定とのことでございます。板橋区においては、こちらの交付金を活用した実績はございません。

続きまして、2つ目の地方自治体にとって利用しやすい制度の枠組みの提示でございますけれども、現在国からの具体的な制度の枠組みの提示はされてございません。

最後に、消費生活相談員の地位、待遇の向上を可能とする任用制度の創設でございますが、現在板橋区では6名の相談員が非常勤として任用されてございます。資格といたしましては、消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、いずれかの1つの資格を持っていることとなっております。勤務日数は月16日で、勤務時間は9時から17時ということでございます。基本報酬は月額1万6,800円でございます。勤務年数とかによるいわゆる雇いどめ等の制度はございません。

なお、東京23区においては、常勤職員として任用されているケースはございません。これは21年4月のデータでございます。すべて非常勤として任用されているというところでございます。これは特別区においては、消費生活相談員という職種がないためでございます。

参考までに、全国の消費生活相談員協会が実施した実態調査によりますと、1,113名の回答があった中で、常勤で勤めていると回答したのは8.2%ということでございます。

現状の説明は以上になりますけれども、内閣府の消費者委員会地方消費者行政専門調査会の報告書、ことしの4月でございますけれども、その中で国の財政措置とか国と地方のあり方、消費生活相談員の処遇のあり方などが触れられておるところでございます。

その導入部で、国は地方公共団体が創意工夫できるように、その後押しをするような支援に注力するようということが求められておりました。これを受けまして、4月15日付で消費者委員会から内閣府の特命担当大臣と総務大臣あてに報告書どおりの内容で建議が行われたというところでございます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

○はぎわら洋一

公明党としても話し合いをしました。本当にレベルアップするためには、いいねという話だったんですけども、まず第1回目なので継続ということで。

○委員長

次に、資源環境部関係の陳情の審査をいたします。

陳情第6号 板橋の防災・災害対策に関する陳情（放射線測線機貸出しの件）及び陳情第7号 放射能から子どもたちを守るための対策をとることを求める陳情（放射能測定の件）については、陳情の朗読を省略し、一括して理事者より現状について説明願います。

○環境保全課長

それでは、陳情第6号、第7号の現況についてご説明をいたします。

まず、陳情第6号 板橋の防災・災害対策に関する陳情でございます。

陳情者につきましては、記載のとおりでございます。

第7号 放射能から子どもを守るための対策をとることを求める陳情、陳情者については記載のとおりでございます。

いずれの陳情も他の委員会と重複する部分がございますので、分割付託をされているものでございます。

現況でございます。

区民の不安解消に向けた対応策といたしまして、放射線の測定を開始してございます。

まず、6月10日から区立小学校、本日区立公園、明日区立保育園の3か所において土壌、水などの放射線の測定を行う予定でございます。結果については、速報値の公表、また全体の結果については、まとめ次第公表していく予定でございます。

また、2つ目でございますが、区職員による板橋区役所周辺での定時測定を昨日6月13日から開始いたしまして、結果についてホームページで公表しているところでございます。

ホームページにつきましては、昨日の分をきょう机上で配付をさせていただいております。

内容をご説明いたしますと、測定場所については区役所正面玄関付近ということで、平和祈念像わきの植え込みのところでございます。

測定時刻は毎日午前10時、平日の午前10時を予定してございます。

測定機器は電離箱式サーベイメータということでございます。

測定方法は地上1メートルの高さで職員による測定を実施をいたしまして、20秒間で1回カウントいたしまして、その10回の繰り返しにより平均値を測定値といたしているところでございます。

測定の値につきましては、天候、あるいは周辺の物質の状況、土壌等によりまして、影響を受けるということがございますので、大体平均値がとれるということで、こちらの場所を選定しているものでございます。

昨日の値が0.12マイクロシーベルト、本日も同様な値の0.12マイクロシーベルトでございました。

また、東京都が6月15日から都内100か所、板橋区では3か所でございますが、測定を実施をしていただけるということになってございます。結果につきましては、東京都が随時ホームページで公開する予定とのことでございます。

また、陳情の項目につきましてでございますが、第6号のほうは貸し出し可能な放射線の測線機器を配備し、区民に貸し出しを行ってくださいということでございます。

先ほどから、ご説明をさせていただいておりますが、2台機器を購入いたしまして、現在それを使って測定をしているところでございます。今後の対応につきましては、区や都の測定結果、あるいは国等の動向を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

ただし、区民への貸し出しにつきましては、対象機器が精密機器であること、また放射線の数値に測定の数値にかなり幅がございます。昨日の場合は最大で0.16、最小で0.09マイクロシーベルトということで、かなり値がぶれております。

今後、毎日測定していったら、どの程度のものなのかを把握する必要がありますので、数値の評価にまだ課題があるというふうにご覧いただけます。そういった意味で、現状では一般の区民の方には貸し出すことについては考えておりません。

第7号のほうでございますが、区内で放射線の測定を行い、区民に広報することということでございます。

こちらについては、今ご報告したとおり測定を行い、ホームページ、あるいは庁舎への掲出ということで公表しているところでございます。

以上でございます。

○委員長

本件に対する理事者への質疑並びに委員間の討論のある方は挙手願います。

なお、本日同様の案件に関する質疑は既に行われておりますので、質問の重複することがないように願います。

かいべとも子 はぎわら洋一

まず、6号のほうは継続を主張いたします。本来であれば採択したいぐらい、先ほど区民の方はここにありまうように、今後放射能は長期にわたり私たちの生活に影響を及ぼすと考え、不安を取り除くために、より細やかな対応を求めますという、まさに先ほど審議したように、多くの方が自分の身近で安心を求めているということですので、こういう表現をされているところですけども、実際には高いものを例えば1人、2人ではないですから、多くの方がいてこれに対応し切れないということもありますので、もう少し今後の区のそういう測定の対応、それによってこの内容はこたえることもできますし、そういった意味で継続といたします。

そして、7号のほうは採択を主張いたします。

やはりこれは当然測定をしたら、皆さんに周知することは当然のことですし、そして先ほど天野委員もおっしゃいましたように、さらにホームページだけでは行き届かない方にも広く情報を出していただきたいと思います。

先ほどありましたように、地域にあっては地域センターが区民の方の一番の身近なよりどころですので、できればここに限りなく情報の掲示をしていただければ、区役所だけではなくてしていただきたいと思います。

重要な文書を取りに行くときには区役所にいらっしゃいますけれども、身近な生活は区民センターが地域の方にとっては一番の地域拠点ですので、ぜひそれを要望したいと思います。

以上です。

○委員長

次に、行政視察につきましては、お手元に配付してある案のとおり、地方都市における施策を参考とするため、7月11日から12日にかけて、福岡県福岡市及び福岡県北九州市に赴き、商店街活性化施策及び商店街環境対策について及びスマートグリッドについてを視察する旨、別途議長あて行政視察の申し出を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長

ご異議がないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長

以上をもちまして、区民環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。